

更新

8月から使う受給者証を7月25日に発送

国保・老保の受給者証

受給者証に関する問い合わせはこちら

国民健康保険の高齢受給者証

： 国保年金課賦課担当 ☎(866)2099

老人保健法医療受給者証

： 障害福祉課医療福祉室 ☎(866)2513



国民健康保険 高齢受給者証

誕生日が昭和7年10月1日、昭和12年7月1日(70歳)74歳で、国保に加入している老人保健の医療受給者証をお持ちでないかた

対象者全員に送ります

市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたに、8月1日(水)からお使いいただく新しい受給者証を7月25日(水)に発送します。また、該当するかたには「限度額適用・標準負担額減額認定証」も一緒に送ります。

平成18年中の所得により改めて判定しましたので、所得状況によっては、受給者証の自己負担率が今までと違ったり、減額認定証に該当しなくなったりする場合があります。

来年4月から

医療費は2割負担に

平成20年4月から医療制度が変わり、70歳以上75歳未満のかたの自己負担率が、これまでの1割から2割に改正されます。ただし、現役並み所得者のかたは現在と同じ3割負担となります。

このため、今回お送りする国民健康保険高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証の有効期限は「平成20年3月31日」となっています(ただし、来年3月1日までに75歳になるかたは誕生日の末日が有効期限になっています)。

また、平成20年4月から、75歳以上のかたを対象とした新しい医療制度「後期高齢者医療制度」が始まります。

後期高齢者医療制度の対象者は、これまで入っていた国民健康保険を脱退して「後期高齢者医療制度」に加入することになるため、国民健康保険における医療費の自己負担率を

判定する際の世帯構成が変わる場合があります。このため、来年3月に自己負担率を改めて判定し、3月下旬に新しい受給者証と減額認定証をお送りします。



老人保健法 医療受給者証



負担割合がかわるかたに送ります

- ・ 誕生日が昭和7年9月30日以前のかた
- ・ 65歳以上で一定の障害があるかた

負担割合がかわるかたに送ります

老人保健法医療受給者証は、自己負担割合が変わるかただけに、新しい受給者証を7月25日(水)に送ります。新しい受給者証が届いたかたで、

現在入院または通院しているかたは、忘れずに医療機関に新しい受給者証を提示してください。

また、現在お持ちの「老人医療の限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(火)です。6月20日までに申請を済ませたかたには、新しい認定証を7月27日(金)以降に郵送します。

まだ申請していないかたは、障害福祉課医療福祉室へお問い合わせください。

来年4月からは「後期高齢者医療制度」

老人保健法医療受給者証は平成20年3月31日まで有効です。平成20年4月からは、「後期高齢者医療制度」が始まり、老人保健医療制度の対象者は、新しい制度に移行することになります。

後期高齢者医療制度については、8月の広報で詳しくお知らせします。

参議院議員選挙

投票日 7月29日(日)
投票時間 午前7時～午後8時
 河辺・雄和地域は午後7時まで
 期日前投票は市内9か所で

期日前投票所	投票日時
市役所分館4階	7/13(金)～7/28(土) 8:30～20:00
土崎支所 河辺・雄和市民センター	7/21(土)～7/28(土) 8:30～19:00
岩見三内・大正寺連絡所	7/21(土)～7/28(土) 8:30～17:00
秋田駅西口2階ばほろ～ど イオン秋田ショッピングセンター ナイス新屋店	7/21(土)～7/28(土) 10:00～20:00

広面児童館で投票するかたへ...児童館に隣接する広面小学校で改修工事を行っています。このため、車での進入は小学校の昇降口付近までとなります。誘導員の案内に従って入場してください。ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いします。

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局tel(866)2260

国保に加入している70歳未満のかた

・ 限度額適用認定証
 ・ 限度額適用・標準負担額減額認定証

更新手続きは

8月1日から受け付け

高額療養費制度で、70歳未満のかたが入院した際、医療機関の支払窓口で提示すると自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(火)です。

8月1日(水)から有効な新しい認定証の申請を、8月1日から受け付けますので、必要なかたは手続きをしてください。



なお、平成18年中の所得で判定しますので、所得状況によっては、今までの適用区分と変わる場合があります。

問い合わせ 国保年金課給付担当

☎(866)2098

受付場所：国保年金課、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、岩見三内・大正寺連絡所

手続きに必要なもの：国民健康保険被保険者証

平成20年度採用 市医療技術職員採用試験



試験区分	受験資格
①看護師・助産師 (12人)	・昭和47年4月2日以降に生まれたかた ・看護師か助産師の資格があるかた。または平成19年度に行われる国家試験で取得見込みのかた
②薬剤師 (1人)	・昭和53年4月2日以降に生まれたかた ・②は薬剤師、③は臨床検査技師の資格があるかた。または平成19年度に行われる国家試験で、それぞれの資格を取得見込みのかた
③臨床検査技師 (1人)	

試験日 9月16日(日) **会場** サンバル秋田
科目 看護師・助産師...専門、適性
 薬剤師・臨床検査技師...教養、論文

試験案内書は、7月23日(月)から、市立病院事務局総務課、市役所案内、土崎・新屋支所、アルヴェ市民サービスセンター、河辺・雄和市民センター、秋田市東京事務所でさしあげます。試験案内書をよく読んで手続きしてください

受験申し込み・問い合わせ

7月30日(月)から8月24日(金)まで、市立病院事務局総務課へ。tel(823)4171内線2121

70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

市民税課税世帯	診療月以前1年間の高額療養費適用回数		適用区分
	1回～3回	4回以上(※)	
当該年度の国民健康保険税の総課税標準額が600万円を超える世帯	150,000円 +(総医療費-500,000円)×0.01	83,400円	A
一般	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	B
市民税非課税世帯	35,400円	24,600円	C

4回以上の金額で支払いができるのは、医療機関が長期の入院を確認し、適用を可能と認めた場合に限りです。それ以外の場合で、実際には4回以上に該当するときは、払い戻しの申請が必要です。

70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分	外来(個人ごと)		外来+入院(世帯ごと)
	一定以上の所得のあるかた	一般	
市民税課税世帯	44,400円	12,000円	80,100円 +(医療費-267,000円)×0.01 ※12か月で4回以上支給の場合は4回以降44,400円
市民税非課税世帯	8,000円	8,000円	24,600円
			15,000円

入院時の食事代(1食につき)

70歳未満のかた		70歳以上のかた	
市民税課税世帯	260円	市民税課税世帯	260円
市民税非課税世帯	前12か月 の入院日数 90日目まで 210円 91日から 160円	市民税非課税世帯	区分II 前12か月 の入院日数 90日目まで 210円 91日から 160円 区分I 100円